

第6回 デジタルガバメントワーキング・グループ  
議事概要

1. 日時：令和2年2月19日（水）13:59～15:36
2. 場所：合同庁舎第4号館2階第3特別会議室
3. 出席者：  
（委員）小林喜光（議長）、高橋滋（座長）、岩下直行（座長代理）、南雲岳彦、  
（専門委員）川田順一、田中良弘、堤香苗、濱西隆男、八剣洋一郎  
（政府）大塚副大臣、田和内閣府審議官  
（事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、  
小見山参事官、吉岡参事官、大野参事官  
（ヒアリング出席者）株式会社アスコエパートナーズ：安井代表取締役社長  
経済産業省：中野商務情報政策局情報プロジェクト室長

4. 議題：

（開会）

1. 行政手続きの不便を無くす  
ーデジタルからサービスへ。行政手続きリデザインの視点ー  
（株式会社アスコエパートナーズからヒアリング）
2. 経済産業省による事業者手続きのデジタル化について  
（経済産業省からヒアリング）
3. 行政手続きコスト20%以上削減の取組について
4. 規制改革ホットラインの処理方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋（滋）座長 それでは、時間となりましたので、第6回「デジタルガバメントワーキング・グループ」を開会させていただきます。

本日は、お忙しいところ小林議長にも御参加をいただきありがとうございます。大塚副大臣、後でお見えだと思います。それから、佐藤委員は御欠席でございます。

報道関係者の方がいらっしゃいましたら、御退室ください。

それでは、早速議事に入ります。

本日は、議事の1つ目として「行政手続きの不便を無くすーデジタルからサービスへ。行政手続きリデザインの視点ー」ということで、民間事業者から見た、自治体のデジタル化の状況等についてヒアリングを実施したいと思います。

本日は、前回の当ワーキングにおいて、南雲委員より御提案をいただきました、株式会社アスコエパートナーズの安井社長にお越しをいただいております。お忙しいところどうもありがとうございます。何とぞよろしく願いいたします。

早速でございます。まず、安井社長より、10分程度で御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○株式会社アスコエパートナーズ(安井代表取締役社長) では、御紹介いただきました、アスコエパートナーズの安井と申します。

まずは、本日、デジタルガバメントワーキング・グループ、規制改革推進会議の貴重な場をいただきまして、ありがとうございます。

どこまでお力になれる、お役に立てるお話ができるか分かりませんが、私どもが自治体、あと実は国ともいろいろ取組を行っておりまして、その中でのデジタルガバメント関連、特に手続関連の、タイトルのとおり如何に不便をなくすかという点でお話し申し上げたいと思います。

副題に書いてございますが、今はデジタルガバメント実行計画等ができて、デジタルガバメントが進んでおりますが、実はデジタルだけではなくて、やはり行政サービス、サービスデザインということもあります。そういう観点から見直すというのが非常に大事だなと思っておりまして、そういう意味では行政手続きのリデザインと書きましたが、どういう視点でやっていけばいいかということに関して、ちょっとお話し申し上げたいと思います。

ポイントを先に申し上げますと、やはりデータ項目とかそういう細かな話になってくるのですが、どの点かというのをなるべくお話し申し上げたいと思います。

お手元の資料に従ってご説明していきます。スライドもございますが、基本的にはお手元の資料で、一部は前のスライドを御覧いただければと思います。

「ASUKOE 私の声で明日を変える」、明日の声でアスコエと申します。

次のページにあります。ちょうど10年前にできたばかりの、いわゆる小さな会社でございます。小さな会社なのですけれどもおかげさまで、自治体、国、企業にユニバーサルメニューという名前の行政サービス標準メニュー体系のデータベースを提供するというのをやっております。

ユニバーサルメニューというのは、私たちが作っているデータベースなのですが、これだけちょっとお手元に、いつもこれを配っているのですが、見ていただいても分からないかもしれませんが、2つありますので回覧していただいてもいいですか。

いわゆる国、自治体、両方含めて、住民の方向けの行政サービス、例えば子育てとか介護とか防災とかそういうものを全部データベース化しているものと、あとは事業者向けの、届出とか助成金とかそういうものをデータベース化しておりまして、その大きな見取り図がそちらでございます。今、座長様が御覧いただいているのが市民向け、そちら側から見ていただいているのが事業者向けという形で、これはごく一部なのですが、こういうものをリストアップしてデータベース化しているところでございます。

今、全国の815自治体の主立ったデータベースを作成しておりまして、8万データぐらい集まっております。あとは、自治体のウェブサイトの情報に関しては一通りクローリング

していきまして、当社でデータベース化して構造化しています。

今、副大臣が御覧いただいていますのが、住民向けの行政サービスのデータベースで、それはごく一部なのですが、あと隣のもっと細かいものが事業者向けの制度をリストアップしてデータベース化しているという形です。

これをベースにいろいろなウェブサイトを作ったり、ここにあるような国、自治体、企業に提供しています。

あとちょっと面白いのは、エストニア政府とも取組を行っております。よくエストニア政府の仕組みを導入したという企業はございますが、当社の仕組みをエストニア政府が導入していきまして、今、エストニア政府でもユニバーサルメニューの仕組みの導入に向けて準備いただいております。

時間もないということですので、本題に入りますが、今回は行政サービスの不便をなくそうというお話でございます。そのために、冒頭で申し上げましたが行政手続のデジタル化というところがいろいろなところで進んでおりますが、これはもちろんしっかり進めなくてはならない。

ただ、もう一つ大事なものは、行政手続そのもののサービスアップも必要だということでございます。

このサービスアップがどんなものかということ、次のページに行きまして、これには幾つかありまして、まず行政手続をそもそもなくそうという形で、行政手続があるのがうれしいという国民の方はそんなになくて、基本的にはなくそうと。今、内閣官房でノンストップサービスと言っているものが、これに当たるかと思えます。なくそう、もしくは、減らす、集約する。

これも大事なのですが、簡単にしようということ。なくなりたいけれども簡単にする。具体的には入力項目をなるべく減らすとか、添付書類をなるべく減らすとか、そういった形で簡単にするという。こういった部分が結構大事だということでございます。

どうしてかといいますと、次のページはちょっと大事ですので、できれば前かお手元の資料の7ページ目のスライドを御覧いただきたいのです。

この7ページ目のことは意外と皆さん考えていらっしゃらなくて、まず手続を削減しよう、これは皆さんおっしゃいます。ただ、行政サービスそのものは減らなくて、もちろん不要なものは減らすのは大前提なのですけれども、行政サービスは減らない。

だから、手続、申請書を減らしながら、複数制度を起動する必要があるって、これを私たちは「Boot手続き」、起動するという意味で言っています。そうすると、手続と制度、制度と制度間の関係性の記述が必要になってきまして、そうしますと手続、申請書間のデータ項目も見えていく必要があります。そうすると、個別手続とデータ項目間の関係性の記述が必要となってきます。

どういうことか、次のページで御説明したいと思えます。これは、委員の皆様にも申し上げるまでもないのですが、ちょっと大事な点ですので、御説明申し上げます。8番目のス

ライドです。

手続を減らしましょうと言っていますが、当たり前ですが手続のベースになるいろいろな制度ですね。例えばAAとかいう制度がありまして、そのための申込手続、そのための停止手続、そのための変更手続、それぞれに様式・申請書がついているというところがございます。

また、当然、何とかの制度に関しましては根拠となる法令がございまして、何とか法の中で何とか制度が定められて、その中で手続が決まって、その中で様式・申請書がある。こういうレイヤーになっているということをよく御理解いただいた上で、次のページです。

ここだけ、もしよろしければ、ちょっと遠いのですけれども前の画面を見ていただきたいのですが、例えば今、実際に千葉市で実証実験を行っているのですが、子育てに関するもの、例えば「児童手当」ですとか、「乳児検診」、「予防接種」、「保育サービス」とかたくさんいろいろなものがございます。ただ、これらの手続がそれぞれに申込手続、申請手続、予約手続、サービス申請。また、その申込書の申請書、申込書何とか様式、何とかシート、いろいろな書式がございます。

住民としてはこれを4回、5回、今回だと7種あるのですけれども、7種作成するのはとても大変なので減らしたいということです。当たり前なのですが手続は減らしたいのですけれども、この時に健康診断がなくなるのは困るわけですね。予防接種がなくなる、保育がなくなるともっと困ってしまうので、要するに手続は減らして、ただサービスは維持する。そのためにどうするかということです。

今、この絵の例ですと、例えば「児童手当」というのをベースに矢印が伸びています。児童手当をベースにほかの3つのものを立ち上げる、こういうのをコンピューター用語で起動する、ブートするということなのですけれども、私たちは「Boot手続き」という形で、ある手続をベースにして、ほかのものも作成していくということですね。

ですので、手続を減らそう、申請書を減らそう、というときに、何かをベースにしなければならぬということがありまして、これがまさしく制度と手続と様式との関係性を把握しているからできるのですね。

具体的なもの、これは次のページに記載してございますが、今、私たちは千葉市で実証実験を行っております。これは具体的な絵なのですけれども、遠くて御覧いただけないかもしれませんが、もしよろしければちょっと画面を見ていただけますか。申請書はいろいろありますけれども、画面右側でどんどん住民の方に入力していただきます。実はこれは今、上に4つタブがございます。4つの申請書の作成を同時に行えるシステムをつくっていきまして、これは意外と大事なのですね。どうしてか。

例えば、氏名を入力しましょう。氏を入れます、名を入れます。普通にあることですが、この氏名が親の氏名なのか、子供の氏名なのかということがごっちゃになっていることがあるのですね。私たちは、これは親の氏名だね、なぜならばこの制度だから。これは子供の氏名だね、なぜならばこの制度は子供だからということを見ていまして、このデータ項

目がどの手続にひもづいて、どの制度にひもづいているかというのを法令をベースにチェックすることをやっていますので、6つの申請書を作成するための入力が入力が1回で済むというシステム開発をしております。出生通知書、国民健康保険、国民年金、子ども医療費助成、児童手当云々に関しまして、これは今、実際に千葉市で行っているものでございます。

こういう形で、いろいろな手続を基本的には減らす、大事なものはデジタル化だけではなくて手続を簡便にしましょう。ただ、サービスレベルは落とさないということです。

続きまして、今日テーマにうたいました自治体間の連携、間の不便をなくそうという話です。これもまたいろいろございまして、お手元の11ページのスライドになります。

当然、自治体間もございまして。いろいろ、自治体ごとに違う。意外と大事なものは自治体内で、まさしく先ほどの千葉市は、同じ千葉市なのですけれども、部署ごとに違うのですね。子育て課、保健課、年金課。同じ千葉市の中でも部署間で違うことがあります。それから、ここ霞ヶ関の省庁間も当然ございまして。省庁内でも何とか局、何とか部で違うものがございまして。国、自治体間もございまして、それぞれの間、またぐものをいかに考えるかということがキーになってまいります。

その例というか間のところで、これは時間がなく、今回のために急ぎ調べたもので、興味がおありでしたら後ほど御説明しますが、私ども事業者にとって自治体間で非常に困る例に入札申請というものがあるのですね。

次のページ、ちょっとページ数を振ってございませませんが、細かいのであまり説明いたしません。大阪市、横浜市、長岡市、長崎市をベンチマークで調べたのですけれども、例えば添付書類、提出書類をとっても微妙に違うのですね。今、例えば大阪市と長崎市は印鑑届が必要で、ほかは必要ないとか。納税証明書が必要ななかったり、横浜市の場合には雇用保険等々も必要になってきたりする。

申請期間も、一番下に書いてありますが、随時と書いていますけれども、基本的に長岡市は10～12月、でも随時でもいいよと、こういうふうに書いてありまして、どっちなのだろうと分からなくなる。期間もばらばらなのです。

あと本当に思うのは、次のページですが、項目が結構違います。企業の名称と言ったり、代表者と言ったり、所在地も、所在地と言ったり、郵便番号・住所と言ったり、連絡先も電話だけだったりファックスも必要だったり。会社の情報に関しても、結構言い方や内容がばらばらでして、これを全部、もし私どもが千七百何十自治体やろうとしたら、千七百何十回、それぞれの通りでやらなくてはいけないというものでございまして。

要するに、先ほど申し上げました、手続を減らしていこうということを考えると、法令と制度と手続と、申請書との関係性、それから自治体同士、自治体の中でも部署同士、省庁内、省庁間、それから自治体と省庁間の関係性を記述する必要がございまして。

そのときに私たちが非常に頑張っている点の一つだけ御紹介申し上げますと、次のページになりますが、「行政サービスID」というものでして、私たちが独自に導入しているやっております。

これは言うまでもありませんが、マイナンバーで国民は識別できます。法人番号がありまして事業者が識別できます。ただ、行政サービスを識別する仕組みがありませんので、どういうサービスかというのを識別する仕組みがない。

これはどういう意味かと言いますと、次のページにございますが、私は企業出身ですので、企業の場合には顧客IDと商品IDがあってマッチングとしているのですが、国・自治体の場合にはマイナンバーで国民はこれと言えるのですが、行政サービスに関してはこれという仕組みがないというところでございます。

よく言われるのは、別に名前であればいいのではないかという話なのですが、次のページにございますように、名前の場合、例えばこれは「乳幼児医療費助成制度」と「こども医療費助成」、「子ども」の「こ」だけ漢字、「乳幼児等医療費の補助」、「乳幼児等・こども医療費助成」など、これらは基本的に同じ制度でございまして、名前だとなかなかマッチングが難しいということもございます。こういうものに、IDを使おうと提案しているところでございます。

細かい仕様は割愛いたします。こういう仕様をつくっているところでございます。

こちらも、もしよろしければ前の画面かお手元の資料19ページ目を御覧いただきたいのですが、皆様のお手元にあるペットボトルのJANコード、これと一緒に。いわゆるPOSみたいなもので、これであなたにぴったりの商品。この商品と、この商品とはこう関係しています。この商品は東京にある、大阪にある、というのをIDで管理していて、これで飲料メーカー企業が困ったということはあまり聞きません。

同じことを国・自治体でもやろうという形で、次のページにございますが、行政サービスにもIDを振って、例えば児童手当に9290CA32F5というIDを振って、これであなたにぴったりの制度というものをうまくひもづけたりとか、この制度とこの制度は関係していますとか、この制度は東京にあつて大阪にないということ、IDで私たちは管理しています。

何でこういうことをやっていくのか。次のページに「ID chains」と書いていますが、冒頭申し上げました、手続を減らそうというのと、どういう制度が元になっているのか、どういう法令が元になっているか、もしくはどういう様式が元になっているかというつながりを表現する必要がありまして、これはIDを使うと格段に違ってきます。

実は、これをエストニアもEUも導入しようと思ってくれていまして、これは私たちが今、エストニアと一緒にやろうとしているところでございます。

あとはよくある、次のページのワンストップ、この制度とこの制度は一緒にできますよというものの表現も、やはりIDでやったほうが簡単ですので、私たちは行政サービスもID化しようということをやっているところでございます。

大変駆け足だったのですが、時間がないということですので、最後にまとめさせていただきたいと思います。

お手元の資料の23ページ目です。

まず、当たり前で釈迦の説法、何度も申し上げて恐縮ですが、手続をなくす、不便をな

くそうというときに、私たちは法令制度に遡って、行政手続自体を見直そうとしております。千葉市などと取り組んでいるのですけれども、要件を満たせば申請手続を不要とするものがたくさんあるのですね。ですから申請主義自体を見直しているところがあります。どれが申請手続不要なのか、また申請しなかったとしてもそれを起動しなくてはいけませんので、サービスレベルを維持しながらどう手続をやるかということに取り組んでおります。

また、これは民間サービスとも組んでやっていこうと思っています。このときに、法令制度、もしくは国同士、自治体同士をつなぐ、コネクトする、コネクタブルな仕組みというのが必要でして、そのためのデータの構造やID等々の取組をやっているというのがポイントの2番目です。

3番目は、先ほどちょっと申し上げましたが、そのときに実は行政サービスIDが非常に大事だなと思っております。国民だけではなくて、行政サービスも識別が必要と。国民の場合にはプライバシーの問題等々の話が出ておりますが、行政サービスにはプライバシーがございませんので、非常に扱いやすい。

国民と行政サービスの双方にIDがあるから手続もできる、簡素化もできるというところが、私たちの考えでございます。

最後に、こういったところで不便をなくしていく上で、これは私の感想でございます。

デジタルガバメント実行計画ができて、私自身も電子政府の委員を拝命して、参加しておりますが、やはり当たり前ですがデジタルというのは技術、手段でございます。デジタルを使った上でいかに行政サービスというものを簡素化、もしくは分かりやすくしていくかという視点が当然だが必要。ただ、それを実現するためにも、実はデータの基盤づくりは必要で、そのときのデータの構造や先ほど言った行政サービスIDの仕組み等は、できましたら国主導でやっていただいて、自治体を牽引していただくといいのかなというのは、自治体の首長からもお話をいただいております。そこに関してはある程度、逆に規制があってもいいのかなと感じるところでございます。本当にばらばらにやったらこれは困ったことになりますので、国主導でやっていくのがいいのではないかなと。

あとは、冒頭申し上げましたが、私たちみたいな会社も国や自治体と取引しています。ちょっと言いましたが、例えば入札一つをとっても1,700回入札しなくてはいけません。1,700通りの方法があります。ある種、私たちの参入障壁になっております。今、こういうデジタルガバメントに関しましては、私どものような会社でもそれなりに面白いのではないかなという取組をしております。そういう企業に関するところも、御検討いただければ大変ありがたいと思っている次第でございます。

大変駆け足でございましたが、質疑応答の時間もあるということですので、そこでお答えできる範囲で、お答えしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

貴重な御説明でございました。ただいまの御説明につきまして、御質問等がございませ

たらばお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

では、南雲委員どうぞ。よろしくお願いいたします。

○南雲委員 御説明どうもありがとうございました。

2つ質問をさせていただければと思います。

まとめの23ページの「要件1」ですけれども、要するにデジタル化とは関係ない、いわゆるBPR的な整理のほうが、一つ重要なポイントになってくるということだったと思います。デジタル化のところのほうは、例えば基礎自治体だとデジタル系の人がいなくなかなかできないということで、ハードルが一つ高いと言えます。ですので、BPR的なほうはもしかしたらできるのではないかという気がするのですけれども、デジタル化と、デジタルではないこういうBPRは全体の中でどのくらいの割合があるのかという点が1点目です。

それから2点目は、やはりこういう標準化された手続をデジタルで実行できるようにするということが非常に大切だと思うのですけれども、その仕組みを考えるデザイナーという部分と、それから出来上がったものを全国に広げるという部分と、導入後のメンテと、3つぐらいやるところがあると思うのですけれども、自治体であれ企業であれいろいろな人たちが出てくるとは思いますが、どういう人たちと組んでやるとこれが実行可能なのかという点について教えてください。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長） ありがとうございました。

質問が2つございまして、どちらも大切な質問で、できるだけしっかりお答えしたいと思います。まずは、法令、制度に伴う行政手続自体を見直しというところで、必ずしもデジタルには直接結びつかないBPR的な視点なのですが、改めて私も修正含めて申し上げたいのですが、デジタルとBPR的なものが両輪であるため、どちらも大事であると思います。

冒頭、南雲様もおっしゃいましたが、こういう法令、制度に関して手続自体を見直す職員が必ずしも自治体に多くいるわけではございません。といいますのは、言うまでもなく自治体にも異動がありますので、子育て担当課の人が子育ての法令制度の手続に詳しいわけではないのです。私が最近会った方も、土木課の道路の専門家の方が子育て課になったばかりということでしたので、実は各自治体の担当者の方も困っていらっしゃいます。

そういうノウハウがなくてどうするかというと、やはりデジタルの部分もあります。私たちは先ほど申しましたようにユニバーサルメニューマップという、ある種ノウハウのひな形をデジタル化して共有することで自治体職員の方の知識を補う、またこの制度とこの手続とこの帳票は関係していますというのも、デジタル化の仕組みの中でやっていますので、本当に両輪なのではないかなと思っております。

イメージ的には本当に半々ですね。強いて言うと45%ぐらいがデジタルで、55%ぐらいが制度手続かなと思うのですけれども、本当に両輪かと思っています。

その広げ方なのですが、一つは一般社団法人ユニバーサルメニュー普及協会という団体をつくっております。法人会員として、日立、富士通、NEC、NTTデータなどの企業が加盟

して、あと経団連にもお手伝いいただいています。そういう企業と、横浜市、福岡市などの自治体等々で一緒につくろうと取り組んでおります。企業と自治体の連携が取れるといいのではないかなという形で進めているところでございます。

そういった中で、できましたら国にも音頭を取っていただいて、データ構造標準とか、もしくは行政サービスにIDを振るなどのところをやっていただければいいのではないかなと思っているところは、私心でございます。

○高橋（滋）座長 ほかはいかがでしょう。

はい、岩下座長代理。

○岩下座長代理 安井様、どうもありがとうございました。

実はこのアスコエさんの大きな表を拝見するのは私2回目でございます。以前、日立製作所というところに勤めておりました際に、見せていただいたことがあります。かれこれ10年ぐらい前です。ちょうど、立ち上げて直後ぐらいだったと思いますけれども、そのときもとっても面白いことをやられているなどと思って、これは普及したらさぞかしすばらしいだろうと思ったのですが、その後、実際いろいろな取組をされておられるようすけれども、必ずしもそんなにまだ広がっていないというのは、その隘路というか、何がボトルネックとなって、私は本当にすばらしい、特にIDを振るなんてすぐにでもできるではないかとすごく思うのですけれども、それがなかなかできないというのに、どこに隘路があるのかということの一つ教えていただきたい。

もう一つは、例えば資料の17ページに、名前による識別が難しいという、日本語というのはなかなか正規化が難しい言語でございますので、まさにこういうことが起こりがちなのだと思いますが、一番最初の四角のところにある「こども医療費助成」というのが、自治体によっていろいろな名前をつけている。これは同じ番号を振ってしまってもよいものなのか、それともある意味で同じ仕組みになっているのだけれども、何とか市の何とか、例えば長崎市のとか横浜市のとか長岡市のというのは、微妙に何か違ってそれぞれに個性みたいなものがあるということで、分かれているような部分がありはしないとか、そういうふうについては、これまでの御経験でどのように感じていらっしゃるかということをお教えいただきたいのです。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長） 御質問いただきありがとうございます。ありがとうございました。

これも2つとも大事な部分で、特に1番目は私どもに関するところですね。

まず、1番目。随分前から見ていただいて、本当に恐縮でございます。まさに今、当社が10年目になっておまして、正直、時間がかかっているのは確かでございます。

それはひとえに社長である私の問題も大きいかと思うのですが、開発しながら普及していくことは非常に大事でございます。これは結構手間がかかるものです。

お見せしたのも、全部で3,000メニューぐらいあるのですけれども、一個一個分類して、一個一個IDを振っていくのはかなり手間暇がかかるものです。その時間と、一方で皆さん

に普及啓発もしていかななくてははいけない。みんなで使いましょうと。このときにみんなで使いましょうと言うと、みんなで使うという瞬間はなかなかお金を頂けないものです。その間はぎゅっと我慢してほかのことをしている。

また、自治体と取り組むこともあるのですが、それこそ入札に時間と手間が必要で、もしくは国とやろうとしても同様です。

そういった意味で、正直、投資の部分が厳しいということもあります。ただ、投資も数千万というレベルなので、お恥ずかしいの一言に尽きるかもしれませんが、そういうところがあることは確かです。どちらかというところ、私の手腕のことかもしれません。

2番目の御質問に関しまして、識別子のところですね。名前が本当に揺らいできてどうしようか、IDを振ろうと言っているところでした、IDの仕様書をまさしく日立、富士通、NECの各社と取り組んでいるところです。ちょっとここだけ技術的になるのですが、番号には有意コードと無意コードというものがあまして、番号に意味を持たせるか持たせないかを随分議論したのですが、結局今、意味を持たせていません。意味を持たせたほうが、例えば児童手当1、2、3と言いましようやれるのですが、誰が意味をつけるかとか、もし変わったときにどうするかなど、なかなか大変で、今は無意コードにしている、すごく単純な番地方式です。いわゆるTCP/IPというか、「http:」というウェブの仕組みと一緒に、あれも「http://」何とかドット、何とかドットというのをやっていたら、そこにアスコエを入れても日立と入れても、何と入れてもいいのですね。

こういうフォーマット、書式で、ここをドットで区切ってくださいというきわめて緩く柔軟な仕組みにしています。これで今EUともまさにその仕様で話をしています、これとはもう少し変えているのですが、なるべく自由度を高めようとしているのです。あんまり縛ってしまうとまさに地方自治をどうするのだという話になってきますので、なるべく緩く。もしくは厚生労働省、経済産業省がこうしたい、横浜市がこうしたい、それでもいいです。ただ、このフォーマットは守ってくださいという形にして、それ以外の情報は右側にあるプロパティと言って、各IDにひもづける情報セットというものを持っているのです。そこで表現しましようという感じになっていて、IDに全て意味を持たせないという仕様になっています。

ちょっとここは、きちんと話すと長くなりますが、技術仕様書等ございますので、もし必要でしたら先生方にお送りさせていただきます。

○高橋（滋）座長 ほかはいかがでしょうか。

すみません。では、私から。

ご紹介された内容は重要なノウハウですが、これを国に委ねてしまうとノウハウを全部取られてしまうことになります。その点についてはどういうふうに思っているのでしょうか。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長） まさに、先ほどの岩下座長代理の話にもつながってくるのですが、私たちはこれで収入を得ていかななくてははいけ

ないのですが、ただこの例えばIDには著作権はないのですね。要するに電話番号みたいなものですから、電話番号は国に標準に作っていただいて、その代わりに各省庁ちゃんと電話番号を8桁で振ってください、10桁で振ってください。あとは自由で、ドコモが振ってもいいしKDDIでもいい。そういうのを決めていただいて、IDを利用した仕組みに関しては、私たちのほうでシステム化しております。

そこで私たちは、しっかりビジネスをするという形にしたいと思っています。ほかのところで行っている話でもいわゆる共有部分と競争部分がございます、共有部分、具体的にはIDの部分ですとか、データ構造として日付を持ちましょうとか、会社名はこうやって持ちましょう、住所を持ちましょう、といったようなデータ項目の大きなところは決めていただいて、その中で競争部分として私たちがビジネスをするという仕組みで、十分収益をあげられるのではないかと考えております。

逆に今、IDが全く振られていないので、全部ゼロから振っているため、非常に投資がかかるところでございます。

○高橋（滋）座長　どうぞ。

○大塚副大臣　大変重要な御提案だなと思ってお伺いしていたのですけれども、私が理解し切れていないところがあるのが、例えばこの競争入札の資格審査申請比較が4つ自治体で違うぞというときに、競争入札の様式は各自治体とも、同じもので済むようにそろえたほうが良いということなのか、それともこの個別の項目ごとに、例えばコードを振るとかして、このコードの項目がこの自治体は求められているということが分かるようにする。そうすれば自治体ごとの独自性も多分、発揮しようと思えばできるのだと思うのです。例えばこの横浜市だと、障害者雇用などは少し加算するようになるわけですが、そういうこともできるということになるかもしれないのですが、どちらのほうが良いということなのかとちょっと感じました。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長）　御質問いただきありがとうございます。ありがとうございました。

これも一言では難しいのですが、私自身は基本的に1つが良いと思っています。千七百何十自治体、1回で済む。

大事なのは、これは申込みであって、審査は各自治体がやっていいのですね。例えば実際にこのあと提案書を出します。企画金額も出しますから、追加の情報収集やその審査の方法は各自治体が御自由になさってもいいのですけれども、最初の基本的な入札の申込みのところはできれば1回で済むのがベストだと思っています。ただ、それがもしできないのであれば、せめて項目を合わせる。例えば、住所でも郵便番号があつたりなかったり、メールアドレスが必要だ何だと。あと、添付書類が微妙に違うのですね。

あと、次のページを見ていただきたいのですけれども、ここに書いてございますが、「法人番号」というせっかく国がいい仕組みをつくってくれているのに、それが要る自治体と要らない自治体があるのです。マイナンバーは必ず自治体は聞いてくるので、逆に法人番

号を絶対に自治体が聞いてくれたらいいなど。

大阪市の場合には、「大阪府の業者番号」が必要で、国の法人番号ではなく、大阪府なのです。大阪市だけれども大阪府なのです。大阪市と府が連携を取っているのかもしれませんが、こういうところはそろえていただいたほうがよろしいかと思います。1,700通り全部の自治体を弊社スタッフが調べているのです。微妙に項目が違う、微妙に書式が違うのです。

そこから後の、評価は自由でもいいのですけれども、申込みのところの項目は、できれば添付書類もそろえていただいて、私は良いと考えます。そこはぜひ規制していただければありがたいなと思っております。

○大塚副大臣 そうすると、例えばこういう入札制度とかの制度ごと、法令ごと、補助金の種別ごとに国で決めているものは様式とか国でびしっと決めてしまうべきだと。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長） そうですね。

特にこれは、自治体ごとに基本登録、自治体ごとに入札するときには必ずしなさいという基本形があるのです。自治体ごとに道路に関しても、港湾に関しても、コンピューターに関しても、やるときにはこれにしてねという基本型があるのです。

基本型が1,700通りあるのです。基本型はできればそろえていただいて、そこから港湾関連は追加でこうしましょう、道路関連はこうしましょう、コンピューターはこうしましょう、というのは別にいいのです。基本形はできましたらそろえていただいたらいいのではないかなと思います。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

実は入札については、書式、様式の統一については2年前にやった経緯もございまして、その辺また、御意見も踏まえていろいろと検討させていただきたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

八剣専門委員、どうぞ。

○八剣専門委員 貴重なお話ありがとうございました。

名前の異なる同制度の例みたいなところでちょっと気になったことがあって、質問させていただければと思うのですが、日本の場合は極めて似ているような制度、例えば人事制度で言えば8時半まで残業をしていた場合に夕食手当が出るとか、そういう細かいところにかなりこだわることがある。

例えば、M&Aをやった幾つかの会社が吸収されていったときに、どこどこ会社から来た人だけがその手当にあずかれるとか、旧の何とか会社の人はこの手当とか、そういうのはよくあるのですが、そういうほとんど似ているのだけれども、細かいところが微妙に違うということは結構あるのではないかと思っています。それは、この名前の異なる同制度の例では一つにくくられているのだと思うのですが、ここをくくったときにやはり1個の手続ではできないものがかなり多いのか、それとも本質的にはかなり似ているのに、わざわざ別に分けていると感ぜられるのか、どうなのでしょう。

○株式会社アスコエパートナーズ（安井代表取締役社長） 御質問いただきありがとうございました。

これもデジタルの世界になってくるのですけれども、データの構造化、分類としていまして、皆さんもよくこれ全部同一でできるのか、それともばらばらなのかとおっしゃるのですけれども、答えは両方あるのです。

完全一致型制度と、部分一致型制度と、独立型制度と大きく3つに分けています。例えば完全型、これは全く一緒に書式も一緒にという制度もございます。具体的には「児童手当」などは国が決めていますから書式はほとんど一緒です。部分一致型は「乳幼児医療費助成」というのがあります、これは国が仕組みをつくっていますが都道府県ごとに結構違っています。あとは完全ばらばらの独立型。それらを識別しているのです。

だから、先ほどの入札項目も統一しましょう。ただ、どの項目が違ってどうかと識別をするIDといいますか、タグというものもございます、そういう識別をする仕組みをデジタル的に持っており、柔軟性は高いのです。

全部一緒か、ばらばらなのか、どっちに対応するのか。どちらにも対応できます。

○八剣専門委員 ありがとうございます。

○高橋（滋）座長 今の御指摘は重要で、そういうことを我々は意識してやろうと思っています。非常に貴重な御指摘だと思いました。

よろしいでしょうか。そろそろお時間にもなりましたので、ここまでとさせていただきます。

本日の御説明や委員の皆様から頂戴した御意見も踏まえまして、デジタルガバメントの推進等を通じました行政手続コスト削減の取組の地方自治体への展開について、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

安井社長、本当に貴重なお話をありがとうございました。どうも、お礼を申し上げます。

（株式会社アスコエパートナーズ退室）

○高橋（滋）座長 それでは続きまして、議事の2といたしまして、経済産業省による事業者手続のデジタル化につきまして、経済産業省よりヒアリングを実施したいと思います。

よろしく願いいたします。

（経済産業省入室）

○高橋（滋）座長 それでは、お忙しいところありがとうございます。

まずは、経済産業省より10分程度で御説明を頂戴したいと思います。

○経済産業省（中野室長） 経済産業省の情報プロジェクト室長をしております中野でございます。

今日は、法人デジタルプラットフォームの構想、経産省による事業者手続のデジタル化というところで、取組の状況と今後の方向性を御説明させていただければと思っております。

早速ですが、お手元の資料に沿って、御説明をさせていただきます。

おめくりいただきまして1ページ目が、法人デジタルプラットフォームの全体構想というところでございます。

こちらについては2017年から企画を始めまして、2018年度から予算措置もいただいて2018年、2019年と具体的なシステムをつくる、整備をする形で取組を進めてきております。

目的としては、規制改革会議の議論ともずっと連動させていただきながら、事業者の方の事業環境の改善を行うと、行政に由来する事業環境の改善をするということで、認証からオープンデータまで含めて事業者の環境を改善する取組というところでございます。

機能としては、大きく4つのブロックに分けております。それぞれにまた細かく分かれていたりしますが、大きく4段階でございまして、まずは入り口の事業者の認証の機能というところで、「GビズID」という仕組みを1年前から運用しております。

また、最近サービスが開始したのものとして補助金申請を、様々な種類の補助金を一つの仕組みの上で実施できるようにするという「Jグランツ」という行政手続のデジタル化をしております。

ここはこれからでございますが、データ連携の仕組みとして「Gビズコネクト」という構想を進めております。

最後にオープンデータ、行政が持っている法人関連のデータの共有、オープン化のサイトとして、こちらは早い段階から運用をしているという4つの分類でやらせていただいております。

次のページは、ちょっと今の説明とも重なるのですが、それぞれがどういう関係、あるいはこの経産省で整備をしているところと、また別のところも含めての体系図ということでエコシステムを書いております。

認証があり、行政サービス、左側にあるJグランツのようなものがあり、ただ結局データは必ずしも行政が持っているデータだけで様々な処理が進むわけではありませぬので、右上に書いているような民間ソフトとも、データ連携の形でつながってくるということを想定しております。

また、一番下の「今後検討」になっている「事業者基本データベース」というところは、固有名詞を出すと例えば法務省の登記のシステムですとか、納税証明ですとか、そういう他省庁の業務の関連で持っているような行政の情報とも、上側のJグランツのような行政サービスがつながってくるということも今後、考えていく必要があるというところで書いております。

左右下側に置いていますのは、もちろんたまったデータは分析をして政策の改善につなげていくという機能も必要ですし、オープン化して民間にもデータを使っていただくというところが、左右に配置しているものでございます。

続けて、各機能について概要、どういう改善点をしてきたかなど、簡単に御紹介をさせていただきます。

3ページが、認証の機能であるGビズIDでございます。

左側はもう実際に運用しているサイトのスクリーンショットを貼っておりますが、法人と個人で事業をやっている方向け、いわゆる行政が事業者と呼んでいるパターンについて、その方たちが様々行政手続をやる際に、共通的な認証を行うという仕組みとして整備をしてきております。

IDの取得の際には、ここはまだ政府全体でデータの連携がうまく取れていないというところもございまして、今は印鑑証明書を一度出していただいて、法人の存在と法人の代表者のひもづけ、実在確認をやった上でプライムというIDを発行しております。発行後は、ID、パスワードとSMS、スマートフォンに来るメッセージがあれば利用ができるので、特別な環境はなくてもログインができるようにしております。

実際の使い道としては、この後出てきますJグランツ、補助金の申請システムで使うところと、企業の社会保険の手続、雇用者に関する届出等の手続でも使っていくところで、また農業の関係の申請ですとか、あとは厚労省さんの食品衛生ですとか個別に今いろいろお話をいただいております、そういった他省庁のサービスの接続などをこちらはしっかり進めていきたいと考えております。

4ページ目は、今、申し上げたことともちょっと重なりますが、具体的にどういう改善をしてきたかというところもございまして、まず1つのIDで複数行政手続ができるというところで、従来であれば個別の、本当に細分化されて手続ごとにIDを持っていたというところが、1つ取れば様々なものにできるということで今、検討しているものは下に記載しているとおりでございます。

また、印鑑証明書の提出もある意味、様々な手続ごとに登記事項証明書ですとか、印鑑証明書ですとか個別に取り寄せていたものが、ID発行時に確認をしたということをもって、それ以後の手続では確認をしなくて済むようにするところで、事業者の負担軽減につながっていくと考えております。

この書面で、印鑑証明書を1回とはいえ出させるのはどうなのだと、なかなか大変じゃないかというお声ももちろん認識をしております、「2.」の「※」に書いておりますが、今後法人設立の際にオンラインでやろうという構想が別途動いております、その際にマイナンバーカードを使って、代表者と法人のひもづけをするということができるようになる見込みでございます。

そうならば、その時点のデータをもとに、こちらのGビズIDも電子で払い出すということを実現していきたいと考えております。

2要素認証を使ってセキュリティにも配慮しているというところもございまして。

5ページと6ページが、Jグランツの取組の御紹介になります。

補助金申請のオンライン申請のプラットフォームとして、ちょうど1月から利用を開始しているところもございまして。

このJグランツの中で、事業者のデータを再度利用するというところで、一度出した決算情報が、次の別の種類の補助金に申請をするときにも転記されるとか、そういった形で繰

り返し同じ情報を同じサイトで入力しなくてもいい機能を一部、実現しております。

使い道としては、補正予算と当初予算を含む、経産省で27種類の補助金を当面使うのとともに、他省庁で50種類、すみません。正確な数字は後で申し上げますが、経産省と他省庁と、それから自治体も含めて御利用いただくということになっております。

おめくりいただきまして、ただこちらについてはサービスとして開始をし、利用も一定、進んできているところではあるのですが、まだまだシステムとしては課題があると考えておりまして、そういったところについては順次対応をしていくというところがございます。

6 ページは改善点を書いておりますが、ワンストップでできるようになっているところと、あとはプロセス全体で電子化をしているところと、ワンズオンリーをしているところで便利になった面もあるのですが、インターフェースなどまだ課題もありますので、そういったところは改善を進めていきたいと考えております。

おめくりいただきまして、「G ビズインフォ」、こちらはオープンデータのサイトでございますので、大分古いところから始めているものでございますが、法人番号にひもづいて各省が持っている企業の情報を一括して閲覧、あるいはデータとしてAPIを通じて取得できるようにということで運用しているサイトでございます。

今、金融庁がやっているEDINETという決算情報の載っているサイトともAPI連携をしております、上場企業数千社になりますが、そちらについては財務情報も載せるということで、信用調査の2、3歩手前にはなりますけれども、企業の存在確認と一定の活動情報を見るという意味で非常に使われ出していると考えております。

次のページはG ビズコネクトということで、こちらは来年度、実質具体的に整備をしていくというところがございますが、J グランツのほかにもいろいろな行政手続のシステムが立ち上がってきて、あるいは民間ともデータを共有していくようなところの接続を取る機能としてG ビズコネクトというものを来年度、開発を進めていこうと思っております。

ただこれも、どういう情報を実際に連携させてどういった場面で事業者の体験を改善するのかといったところですね、ユースケースとか、今は我々呼んでいますけれども、そこはまだ具体的にありませんので、しっかりそこを詰めた上で、用途を特定した上で整備を進めていきたいと考えております。

最後に、9、10、11と、これはもうシステムというよりは、国のデータ活用の在り方として、こういう問題意識を持っているところでの御紹介でございますが、ベース・レジストリという言い方を最近しておりますが、様々な行政機関とか、あるいは民間でも活用されるような社会の基本のデータが、日本ではなかなか、各台帳という形で管理をされていて、整合性がとれていないという問題が生じております。

非常に分かりやすいのは住所の情報などございまして、いろいろな申請で全部住所の情報が入っているわけですが、例えば住所、市町村合併とかで住所が変わったらそれが反映されるかというところではなくて、みんなばらばらの住所になっている。そうすると管理が悪いデータベースとかになると、東京市みたいな古い地名が残っていたり、デ

ータとして結合するときに、そこでクレンジングが必要になる。

海外では、例えば住所であれば住所のベース・レジストリという誰かが、最新のものを管理していて、それを必要な者が引用するという仕組みができていているというのに対して、日本はこの整備ができていないというのが現状でございます。

10ページのところで、そういったベース・レジストリの必要性を我々も認識、一番ある意味フロントにいたので、どうしてもこういったものが必要になってくるところが見えてきますので、これは経産省だけではなかなか難しいところがありますが、関係省庁とも連携をしながら、今後この辺の検討も進めていきたいと考えております。

また、最後のページ、データ品質というところで書いてありますが、ある意味、つながればいいのではないかと。番号が1個あれば、つなげれば使えるのではないかとという議論ももちろんあるのですけれども、マッピングをしてクレンジングをしてということが、どうしても今、手間がかかってしまっています。

一過性の取組であれば、当然マッピングしてつなげればいいのですけれども、基盤として継続的にやっていくということを考えますと、源流になるようなデータに、ある意味コストをかけて正確なデータとしていく。それをみんなが使うという品質の管理、品質の指標なども含めて検討していく必要があると思っております、ここら辺はまだ問題意識というところでございますが、単にシステムを作っていくだけではなくて、その裏にあるデータの正確性とか網羅性といったところも、我々は問題意識を持ちながら取組を進めているという状況でございます。

簡単ですが、以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

岩下代理、どうぞ。

○岩下座長代理 御説明どうもありがとうございました。

こういった事業は大変価値のあるものだと思うのですけれども、一方でまさに最後のページにあるとおり、日本には商業登記があり、法人番号があり、その上にさらに法人IDをつくって、かつその法人番号にはたしか番号法の中で、個人事業主が法人番号を取れる仕組みがあったと思いますけれども、これはこれで別途、個人事業主のうちで法人IDを取る方というのは、個人事業主の法人番号の取得とはまた別のルールのような感じがするのです。

その辺の今、既存の仕組みの中で、多分、法務省さんの商業登記は残念ながらクレンジングされていないことで有名になってしまいましたし、その後の法人番号もそれをある意味でコピーしてつくっていますから、限界はあるのだと思いますけれども、既存のそういうインフラとして整備されたものと、法人IDになって、これは多分申請ベースなのだと思います。

うので、実際にこの中でたしか200万社とかそれぐらいのオーダーで法人登記とか、商業登記とか法人番号とかがあるの無いのという議論を以前していたような気がしますけれども、それとの関係でいくと、今の法人IDの対象となっている企業の全体像というか、まだ始めて間がないので、必ずしも規模がこれから拡大するのかもしれませんが、大体カバレッジ的にどれぐらいになる感じでしょうか。

あるいは、そういう意味でいくと、もう一つの質問は、先ほどのお話の中であまり法人番号がリンクしていないような感じがしたのですけれども、当然、法人の基本情報としては法人番号が全部ついていてリンクしているのですよね、というのを確認したいのですが、そこはいかがですか。

○経済産業省（中野室長） GビズIDのカバレッジの御質問でございます。

これは短期と中長期があると思っております、短期で申し上げますと、まず今、接続している補助金ですとか、社会保険で電子化の義務化になるというところですので、数十万オーダーのIDを目指しているところでございます。

一方で、中長期には当然、途中で御質問のあった、法人とはそもそもなんぞやというところにも若干なってきますが、設立法人ベースでは400万社と、あとは個人事業主というところ、これは個人で事業をやっている方がカウントされていないので、推計が難しいのですけれども、中小企業庁などが対象にしている中小企業というところとまた3、400万社と、重複もあると考えると数百万のオーダーをいうところが、最終的にはカバレッジになるのではないかと考えています。

法人IDと、法人番号と、商業登記と重複しているのではないかと御指摘もあったかと思いますが、IDはあくまでもデジタル上でのログインの機能でございますので、そういう意味では、法人番号を商業登記の関係も若干あるのですけれども、何らかの形で一度、この社があり、この社にこの代表者がいると確認がされていることと、それを電子上で都度のトランザクション単位で確認をするという機能は、おのずと別のものになると思っておりますので、商業登記、法人番号系のデータとしての整理をどうするか、データと実在の確認をどうするかということと、トランザクションとしてのIDをそうするかというのは、機能としては両立していくものだと思っております。

2点目の御質問は、法人番号はきちっと使われているのかということだと思いますが、これは400万法人には、法人番号はまず入っております、3情報と言っている法人の番号そのものと商号と住所については、ひもづけがされて公表もされている。

あとは、それが実際にデータとして法人番号がついた形で、国内とか日本中にある、あらゆるデータが法人番号で集められるかということ、そこは実体ベースでは徐々に進めていくところでございまして、経産省などでは経産省が公表する事業者関係のデータ、受け取るものも法人番号をまずつけるようにということで、新しくできてくるデータについては、法人番号をつけて管理をしていくところを、徐々に進めているところでございます。

○岩下座長代理 すみません。最後の点だけ。

もちろん、そういうことをお進めになられているのはよく存じておりますが、この法人IDのインフォメーションのデータのデータベースの中には、各法人のIDに対応して、法人番号が付番されておられるのですかという質問です。

○経済産業省（中野室長） 法人のIDと、法人番号は当然ひもづいております。

○高橋（滋）座長 今回の関係ですが、ひもづいている以上は連携が可能です。そして、私どもがお願いしているのは、eTAXとかe-Taxとかにおいて、彼らが彼らなりのIDを付与して、パスワードも付与して、こちらもGビズがあってIDやパスワードを付与している。

多分、設立ワンストップでも同じ話があると思うのですけれども、これは政府の手続については、1個のIDを付与すれば全部つながるみたいにならないと、デジタル化の効用は事業者に実感していただけないと思うのですね。

そこら辺の、国税と法務省との連携については、どういうふうに進んでいますでしょうか。

○経済産業省（中野室長） 法務省に関しては、まさにその設立のタイミングでIDを払い出すということでのまず連携を進めております。

○高橋（滋）座長 そうすると、今後は法人の登記の設立の段階で振られたIDが、GビズIDに自動的になるということですね。

○経済産業省（中野室長） はい。そういうことであります。

もう一つ、国税庁という御質問をいただきましたが、税ですとか、そういう社会保険は既にやり出していますけれども、事業者が多く使う手続を持っている省庁を中心にGビズIDの営業をある意味やらせていただいております。これは向こう側のシステムの対応も当然ございますので、スケジュール的にいつまでというのはまだ決まっておりませんが、大どころから使っていただくという取組を進めていきたいと考えております。

○高橋（滋）座長 多分、システム更改って3年に一遍とかやるはずなので、その段階でのシステム更改の際に発注すればできると思うのです。そういうことは国税庁は約束してくれていないのでしょうか。

○経済産業省（中野室長） それは、私の今の段階で公表できる形では、まだ約束はしていませんが、おっしゃるとおりでこちらというよりは、各業務側のIDのポリシーというか、そもそもIDパスワード、2要素認証でいいかというところの整理と、システム的な対応の両面で、各省庁にやっていただくと。我々はもちろん、それに必要な情報をしっかり提供していくことだと考えております。

○高橋（滋）座長 はい。ぜひそこはしっかり。事業者は1個でないの実感できませんので、そこはしっかり両方でできるようにしていただければありがたいと思っています。

あと、自治体との連携はいかがでしょうか。

○経済産業省（中野室長） 現時点では、自治体で使うという話は具体的には動いていません。

補助金システムに自治体を使いますので、それ経由で使うことはありますが、GビズI

Dを直接自治体のシステムに使うというのは今はないです。

そこは、GビズIDの拡大ポリシーを、時期を区切って我々、ちゃんと整理をしていきたいと思っております。行政と言っても、自治体もあれば独立行政法人がやっている業務もあれば、場合によっては民間企業が民民の契約をするときの企業の確認に、こういう機能を使えたらいいよねというような個別のニーズなども来ております。

一方で、税金で整備しているインフラをどう維持発展するかというところは、きちんと整理をしなければいけないところに来ておりますので、もちろん自治体、独法にもインフラとして使ってもらいたいという思いはありつつ、むやみに広げていくというよりは、こういう方針で、こういうプロセスを経て審査したものはつないでいくといったような仕組みをまず考える。きちんと期限をもってそれをやることを進めていきたいと思っております。

○高橋（滋）座長 はい。

ほか、いかがでしょうか。

濱西専門委員、どうぞ。

○濱西専門委員 前の委員会の行政手続部会におきまして、社会保険のみならず労働保険についても法人IDで対応できるようにということで厚生労働省にお願いをしてきたところですが、資料の4ページで言う「企業の社会保険手続」については、狭義の意味の社会保険のみならず労働保険も入っていると。労働保険のほうも、2020年度から法人IDが使えるようになるという理解でよろしいのかどうか。

○経済産業省（中野室長） 我々の理解としては、そのとおりでございます。

細かい手続として、どこをどう対応するかというのは、厚労省さんに正確に確認する必要がありますが、議論としては社会保険というラベルの中に様々な手続があって、一体としてGビズIDを提供できるようにしていくという議論をさせていただいた理解をしておりますので、先生の御認識と変わっておりません。

○高橋（滋）座長 よろしいでしょうか。

○濱西専門委員 はい。

○高橋（滋）座長 では、岩下座長代理。

○岩下座長代理 今の社会保険との関係でちょっと気になったのですが、結構、幾つかの社会保険関係の事務だと、法人単位ではなくて事業所単位でいろいろな申請をしている、例えば雇用保険とかいろいろあったような気がします。

このGビズIDは、一法人一IDなのですか。それとも、一事業所一IDが取れるような仕組みなのですか。

○経済産業省（中野室長） 一法人で、複数のIDが取れる仕組みになっております。

それは補助金もそうですし、おっしゃったような手続でも社長がいつも手続きするわけではないですか、社員の方がいろいろやる場合もあるということで、元々一法人複数IDを取れるようにという設計でやっておりますして、社会保険についてもその仕組みを使うと

いう議論をしていたと記憶しております。

すみません。詳細が、最後細かいところが、ちょっと私は今、ぱっと思い出せないのですけれども、そういった議論をしておりました。

○岩下座長代理 いや、すみません。

法人IDのときには、法人の区切りまでは法人番号である程度区切れるのですけれども、その先の事業所の区切りが、行政の制度によって全部ばらばらなのですね。ですので、統一的にこの事業所はこのIDみたいな形に振るのは、難しいという結論だったような気がするのです。

という意味では、事業所単位として使うことは、実際にはあまり想定されていないということですか。

○経済産業省（中野室長） 運用上、個別の手續に対してこの事業所というのはあると思いますけれども、先生がおっしゃっている事業所として共通のコードがあり、それにひもづいたIDがありということには、今はなっていません。

それはなぜかという、ベース・レジストリの議論で、法人そのものもありますけれども、事業所の概念とそれに対する付番の体系がございませんので、そこについては運用でカバーをしているというのが実態でございます。

○高橋（滋）座長 ほかいかがでしょうか。

私のほうから、1点教えていただきたいのです。Gビズコネクトについて、民間との連携の話があるのですが、法人は個人情報でも何でもないのでけれども、ただ、民間も見ることができる、守秘義務がある行政職員が見ることができるレベルと、民間も使った共用となると、出せる情報のレベルが違ってくるように思うのです。

私としては、Gビズコネクトはワンスオンリーを実現するところで政府職員だけが見られるようにしたほうが、各省庁も乗りやすいと思うのです。しかし、これを将来民間にも見せますとなると、これは役所としては抵抗し出すのではないかと思うのですが、その辺の整理というのはどうなっていますでしょうか。

○経済産業省（中野室長） 8ページのイラストが概念図でございまして、その詳細化を進めているところでございますが、おっしゃるとおり、8ページだけを見るとデータが双方向に流通に見えますが、今は最初のユースケースとして考えているのは、決算情報を民間の会計ソフトに正確な最初のデータがあり、それを補助金の申請のときに申請者がクリックをして、自分のデータから持ってくるような、民間にあるデータも含めてワンスオンリーを事業者の目線で行うというのが、一つのユースケースかなと思っております。

もちろん、行政間同士、ちょっと個別名称を出すのがあれかどうか、何らかの資格の証明書ですとか履歴とか、そういったものを行政同士で転記というか、引用するといった機能。その2つが、主かなと思っております。

○高橋（滋）座長 ちょっとそこを分けていただいたほうが、紛れがないのではないかと思います。

民間の情報を引っ張ってくれることは重要で、それもやっていただきたいと思うのです。他方、政府内のワンスオンリーを実現するためには、自動転記。つまり政府に1回出した情報は、クリックすれば自動転記で出てきて、そこは入力する必要はないみたいなこと。これが事業者負担の軽減にはすごく大きな話だと思いますので、そのレベルの話と少し分けていただいたほうが、各省も乗りやすいのではないかなと思いました。

その辺は、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

重要な取組をしていただいております、我々の問題意識と共通するところもたくさんあると思います。そういう意味で、実証段階ということでございますが、こういう取組は私もも関心を持って後押ししていきたいと思ひます。

経済産業省の皆様、本日はお忙しいところありがとうございます。引き続き、何とぞよろしくお願ひいたします。

○経済産業省（中野室長） ありがとうございます。

（経済産業省退室）

○高橋（滋）座長 それでは、続きまして議題の3、行政手続コスト20%以上削減の取組につきまして、事務局から御報告いただきたいと思ひます。

まず、具体的な議事に入る前に、年末の第3回ワーキング・グループの農林水産省ヒアリングの際に、漁業法関係のコスト計測について宿題となっております件について、事務局から御報告を頂戴したいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○大野参事官 昨年の12月20日のワーキング・グループ、農林水産省のヒアリングのときでございますけれども、漁業法の手続コストの計測に関しまして、大きく2つの指摘があったかと思っております。

これにつきまして、農水省に事実関係等を確認するとの宿題がございました。

すなわち1点目といたしましては、このヒアリングの際に「県からヒアリングをした」という説明がございました。行政手続部会の方針では事業者に聞く必要があるのではないのかということでございます。

それからもう一点といたしまして、事前相談、この時には80時間かかるということがあったわけでございますが、ちょっとこれはあまりにもかかり過ぎているのではないのかと、これも算定方法についてでございます。

水産庁におきまして、事実関係の確認等を行った結果を事務局で聴取いたしましたので御報告いたします。

まず、最初の件でございますけれども、直接聴取したのは県からということなのですが、各県でそれぞれ3事業者にヒアリングをしたということでございますので、平成29年4月に内閣府から出した作業方針に則したものと言えるのではなかろうかということでございます。

2番目の算定方法につきましては、水産庁に確認しましたところ、作業方針を誤解していたということで、事前の情報収集の開始から申請書の提出日まで、その日数を調査して、その平均日数に8時間を掛けて算出したということでございますので、非常に大きな数字が出てきてしまったというところでございます。

この点につきまして、水産庁として過去の数値を遡って修正、調査することは不可能でございますので、若干追加的な調査をしたということでございます。

1つ目といたしましては、都道府県の取組状況について確認をしたということでございます。都道府県の取組について、海に面している40県全部に確認しまして、電子メールによる事前相談等を活用しているのが37県、それから申請書の様式を電子ファイルで提供しているのが40県全て、漁業登録原簿の添付ファイルを配しているのが39県というような形で、ほとんど全ての県で取組が行われていたという状況が確認された。

それから、2つ目として正しい作業方針に則した手法でヒアリングをやり直したところでは、大体前の手法だと120時間という数字だったわけでございますけれども、改めて現在の作業時間をヒアリングしたところ、6.6時間程度であったということでございます。

さらに、過去に遡るといのは難しいわけでございますが、記憶に頼りまして過去と比べてどうだったのかということにつきまして、聞いてもらったところ、おおむね30%ぐらい、作業時間が減っていたというような回答も得られたということでございまして、計測方法のベースに誤りがあったということではございませんけれども、削減は確認できたということについて報告を受けている次第でございます。

以上です。

○高橋（滋）座長 ただいまの御説明でよろしいでしょうか。

では、事務局を通じて農林水産省から御報告があったとの経緯とさせていただきたいと思えます。

それでは、議題に入りたいと思えます。

では、事務局どうぞ。

○大野参事官 引き続きまして、資料3でございます。

20%削減の取組ということでございまして、これは最終的には3月末の目標達成状況と併せまして、年度明けに取りまとめることが想定される場所ではございますけれども、その前に今後のワーキング・グループの取組について検討していくため、これまでどういう取組が行われてきたのかにつきまして、暫定的に取りまとめてみました。

内容は、これまでのヒアリングの内容を中心にいたしまして、各省の基本計画に掲げられている取組で特徴的なものについては、追加的に事務局で選定して、これまでどういう取組が行われたかについて取りまとめたものでございます。

まず2ページ目でございますが、全体像といたしましては、3年間の行政手続コストの削減。

「（1）手続自体の廃止等」といった、定量的な取組は行われている。

それに加えて、「(2) 手続に要する時間の削減」ということで、単価の削減という取組もいろいろ行われてきたところでございます。

参考でございますけれども、手続コストの削減の計測ということで申し上げますと、基本的には原則として平成29年度計測値の件数を固定した上で、1件あたりの手続の変化というのを削減率としているところでございます。したがって、たまたま手続件数が増えたとか減ったということについては、削減率には影響を与えておりません。

ただ、(1) の取組のように、手続自体が変わっているものについては、削減率に計上されているところでございます。

次のページ以降が、具体的な時間の削減として何をやったのかというところでございます。典型的な行政手続にかかる時間構成といたしましては、まずは事前相談があり、申請書等の作成というものがあって、さらに窓口で申請する場合は移動する、あるいはポストに行く、あるいはパソコンをクリックするという時間がある。さらには、間違いがあった場合に補正等があるというところでございます。

いろいろと見てみますと、事前相談の際に3回ぐらい窓口で訪問しているような事例があるということもございまして、記入要領の充実など、事前相談の必要性を下げるとか、電子メールで相談するというようなこと等を通じまして、こういった時間を削減するというような取組が行われています。

それから、最後の補正につきましても、事前と同様に電子メールでやり取りするという取組についても、いろいろと行われてきたというところでございます。

ページをめくっていただいたあと、こちらが行政手続部会に示した方針に沿った取組の事例をお示ししていますが、ヒアリングで聞いた話につきましても、基本的に説明は割愛させていただきたいと思っております。

「(1) 行政手続の電子化の徹底」、これが最大の取組かと思っております。

オンライン化につきましては去年の12月に経産省からの説明がございました。こちら、保安ネットの関係、システムを構築したということでございまして、そもそも電子申請を全て紙の状態から、大体、年度明けのもうちょっと時間がかかるということではありますけれども、短い期間で8割近いオンライン利用率を目指すというのが経産省の取組でございました。こちら、大口の申請者というのがございまして、そこを相談しながら構築を進めたということでございまして、短い期間でかなり高いオンライン利用率の実現を目指しているものでございます。

同じく金融庁につきましても、去年の12月にオンライン化をして、本当に実現するかというのは検証が必要でございまして、3月までに6割程度のオンライン利用率を目指すという取組がございました。

それから3番目のポツは、こちらのワーキングでは特にヒアリングは行っていないわけですが、特徴的な取組です。食品衛生法の関係、こちら大きな制度改正に合わせまして、地方自治体を巻き込んでシステム化を進めているという非常に意欲的な取

組と思われるものです。自治事務であるのですけれども、いわゆる参酌基準というものを、法律を改正して設定した。これを契機として書式の標準化を進める。さらに、システム化を同時に進展させているという取組でございまして、昨年2月の行政手続部会ではヒアリングをしているところでございますが、担当の課長さんからは、とにかく自治体を使いやすいシステムにするということで、まずは自治体の意見を十分聞きながら作業を進めているということが言われております。

今後、当ワーキング・グループといたしまして、自治体のデジタル化、あるいは書式の共通化を進めるということでありまして、大いに参考になる取組ではなかろうかと考えているところでございます。

(義務化等)の関係。社会の義務化というのがありますけれども、例えば調査統計などにつきましても、オンライン化を原則としたという事例。これは厚労省の統計でございまして、省令で、オンライン提出を原則とした上で、これが困難と認められるものについては、紙による提出をできるという建付けにしているというものでございます。

ヒアリングの際には佐藤先生からデフォルトを電子とすべきという御指摘がございましたが、統計関係者からは、回収率にも影響があるので、簡単には難しいというような言葉も雑談ベースでは聞いておりますけれども、こういった取組も行われているところでございます。

(オンライン化を妨げる規制の改革)ということございまして、典型的な例としては署名、押印の見直しということがございます。例は、ヒアリングをしたところを挙げてございまして、ほかの省庁でも同じような取組も多々行われています。

(利用勧奨)というところでございます。

社会保険につきまして、非常に多くの申請者がいるという中で、オンライン利用率が低迷していたという実情があり、企業への直接訪問をすとか、あるいはデモンストレーションをするなど、様々な取組が行われているところでございます。さらに、次のページでございまして、今回の取組の中でいろいろとシステムの使い勝手の改善等といった取組も行われたところでございます。ただそれでも、オンライン利用率というのは20%程度ということで、上昇の幅というのは遅々としており、先ほどの保安ネットのように一気に上がるというようなものとは異なっているものでございます。

システムの使い勝手の改善として、例えば、商業登記などでは正確性が重要であるものについて、補正が多いのをどう改善するかという取組として、添付書類のセルフチェック機能のついたソフトウェアを配布するなどといった形で、手続の性格、あるいは課題に応じた取組が行われているところでございます。

一番下の、(その他)に書いてありますけれども、ワード・エクセルでの編集可能な様式等の公表ということもございまして、いろいろな取組結果を眺めていますと、計算式をエクセルに入れたものを公表することで、時間が減っているというようなものも多々ございました。

ただ、こちらのほかの資料を見ている中では、例えばエクセルの様式が公表されているのですけれども、番号をチェックするに当たって、エクセルの「図」で○を付与するという形になっていて、非常に使いにくい様式を変えてほしいというものもございまして、単に編集可能などということではなく、使いやすくするというのが、非常に重要な話ではなかろうかというところがございます。

ページをめくっていただきまして、ワンスオンリーの関係もいろいろな取組が行われており、制度自体を廃止したというものもございまして。

先ほど、経産省からのご説明で、制度を超えたワンスオンリーの実現というものが検討されているというところがございますけれども、一部の取組では、例えば地方支分部局間で情報共有をするというようなことがありました。例えば、財務省の関係で、お酒の営業許認可の関係につきまして、普通は3年分の財務書類の提出を求めている訳なのですが、これは同じ組織だからできたということかと思いますが、そういった形でのワンスオンリーは散見されたところがございます。

一番最後、同じく財務省の話でございまして、通関業の関係、これはデジタル化とは全く関係ないのですが、営業許認可の範囲というものが、一つの管轄域で限られていたために、複数の区域で業務を行う場合にはそれぞれ許可を必要とするという形だったわけがございますけれども、一つの通関業の許可で、全国で業務を行うことを可能にしたというところがございます。デジタル化も重要なわけですが、負担軽減という意味ではこうした取組も重要かと思えます。

次に、ローカルルール。細かい話ですけれども、こういった取組も重要な取組だと考えています。

8ページ、「その他の取組」。あまり繰り返すことはいたしません。例えば「その他」のところ、軽微な誤りは職権で修正するというところで、再提出を求めないといった地道な取組が行われているところがございます。

ページをめくっていただきますと、コスト計測の関係。これまでのワーキング・グループでも話題になったというところがございます。考え方を若干説明させていただきますと、次の10ページでございます。

こちら、行政手続部会では金銭でありますとか、時間、事業者の負担感の3つを候補として検討した末に、定量的な目標設定を考えるとともに、「金銭計測」というのが人件費依存とかそういったことで問題、課題があるということで「時間計測」に決まったと。

その上で、下のところがございますけれども、「コスト計測に多大な労力、費用、時間をかける」というのは適切ではないと、そういった考えで簡易な推計方法を検討すべき。その考え方の中で、一番下に線を引いておりますけれども、「代表的又は標準的と考えられる事業者を数者選定」という方針を示してございます。数者ということがございますので、統計的な意味での正確性というのを求めたものではなくて、そういったコスト計

測に手間暇をかけることではなくて、これを一つの指標として取組を進めることが重要であるという考え方が取られているものでございます。

ページを戻していただいて9ページですけれども、これまでのヒアリングの中では、アンケート調査のぶれがありましたとか、あるいは地域ごとの取組が行われている場合には、本当に全地域で行われたのかといった議論があった。それから単一の指標を用いた場合については、必ず生じる話ではございますけれども、処理期間の短縮等の取組が反映されないなどございました。

そういった形で、課題があると思っている次第でございます。

次の「国税・地方税の取組」でございますけれども、こういった電子申告率を目標と定めた上で、定性的な目標が定められている中で、しっかりした取組が行われたのではなからうかと考えております。

一番最後のページはまとめです。まず、規制改革推進会議の取組・チェックの下で、デジタル化などの多様な取組が展開したのは間違いないと思っております。

オンライン利用率の向上、効果大。これは言わずもがなですが、③にありますとおり、オンライン化のほかの取組についても、効果はあったのではなからうか。

簡易に計測した時間を基準とすることについては、課題があるということ。こういったことが振り返られるのではなからうかと考えております。

私からは以上です。長らく申し訳ございませんでした。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたら、お願いしたいと思います。

今後の方針を進める上でも、前回の取組をきちっと総括したほうがいいと、重要であるということだと思いますので、いろいろとお気づきの点があれば御指摘を頂戴したいと思います。

はい、岩下座長代理。

○岩下座長代理 大変、具体的に各20%以上の削減が効果を奏して、全体として目的を達成しつつあるということは大変いいことだと思います。

たしか数年前に電子政府の議論をしたときには、世界最先端の電子政府を目指すなんていうキャッチフレーズが政府から出ていたような気がするのですね。最近あまり言わなくなりました。多分、電子政府世界ランキングなどというものをつけているところがありまして、第何位という数字がひところ出ていたのですけれども、日本の順位がどんどん下がって、残念ながらほとんどマスコミのネタにすらなくなってしまうという実態があるのだと思うのですね。

そういう意味では、まず全体として一つの行政の効率化であるとか、デジタルガバメントに近い方のためにこういう取組をやることは非常に大事で、その成果が上がったことはとてもよかったわけですが、一方で世の中はもっと進んでいる、世界はもっと進んでいるということなのではないかと思うわけです。

実際に、果たして日本が世界最先端のデジタル政府を目指し得るのかどうかというのは、例えば最近の日本の国内の、典型的にはキャッシュレス決済などは世界では当たり前になっているのに、日本では相変わらず紙のお金が大事みたいな人たちが非常に多くいるところによって、なかなか効率化が進まないという実態などを見ますと、ましてや政府の手續になると、もう何やら事大主義で効率的なことに一般の方が、あるいは一般の企業が必ずしも協力はしてくれないという面がどうもあるというのが事実だとすれば、これは行政側の取組だけで世界最先端になれるわけでは多分ないのだと思います。

ただそうは言っても、そう言っていると日本の生産性は低いままでするので、公的な部分というのはそれなりに民間の活動を規制するというか、公的部門がそれを電子化による効率化を促進しないがゆえに、結果として日本全体の効率化が妨げられて、成長率が下がって日本が豊かでなくなってしまうということになると、これは大変大きな問題ですから、その部分についての発想の転換を、官庁のみならず官庁の利用者である一般国民にも求めるためにも、次なる世界の進化に応じた新しい目標が求められているのではないかなど、今の御説明を聞いて感じた次第でございます。

以上でございます。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

南雲委員、どうぞ。

○南雲委員 どうもありがとうございました。

いろいろなものが積み上がってきているので、大変な努力の積み上げがあったと認識をいたしました。

今後のことですけれども、今、岩下座長代理のしたお話と多分に関係するのですけれども、やはり国際標準的なものの測り方というのはあろうかと思えます。

必ずしも日本が、世界の他国と同じ形で測れるとは限らないものもあるのですけれども、例えば欧州であれば各国共通でデジタル化を進めていますので、域内の各国におえる社会全体とデジタルガバメントについては、評価が出てしまう仕組みになっています。比べられる環境があるということで、地つなぎであり、デジタルシングルマーケットという大きな地域目標があるからそういうことをやるということもあるのですけれども、彼らはどういう着眼点でその測定をしているのかということは大いに参考にすべきだと思います。

それから、今、岩下座長代理からもありましたけれども、国連が出しているeガバメントのランキング、2年に1度出ますけれども、今年多分出るのだと思うのですね。あれも、10位か12位とかあの辺を上下するのが最近の日本なのですけれども、たしか最初は3位を目指すとというぐらいのアスピレーションだったかと思えます。韓国とかはいつもトップレベルなのですね。2位とか3位とかそのくらいにいるということもあって、お隣の韓国、むしろ日本と同じようなところから始まった国が先に行っていることについては、やはり一つのベンチマーキングとしてどうして違うのかというところも含めて、我々のパフォー

マンスの測り方の参考にしたらいいかなと思います。

以上です。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございます。

大学ランキングもそうなのです。確かにスコアがどういう観点から見られているのかという点は参考にすると良いと思いました。良い御指摘をいただきました。

ほかはいかがでしょうか。

議長、お願いいたします。

○小林議長 今回の件に関連して、連続性の中で削減を考えていくと20%、その次は30%のようになってしまいが、そういう手法だけで本当にいいのかなと。もうちょっと非連続のアイデアというものをお互い考えるべきではないか。

この前、現在取引のある韓国のCEOと話していたら、韓国も判子の文化があるみたいなのですね。それでいて、人のアイデンティフィケーションというのが、かなりデジタル化しているとなると、僕はひとところ判子の文化をぶち壊さないとダメかなと思っていたのですが、どうも単純にそうでもなさそうなのです。このデジタル化の推進をどう考えておけばいいのでしょうか。

○吉岡参事官 すみません。事務局として。

印鑑証明書については、先ほど経産省の中野室長がお話をさせていただいたとおり、やはり印鑑証明書自体を完全に撤廃し切るとするのは、現段階ではなかなか難しいと思いますので、ちょっとずつ歩いていくということになるのかなと思いますが、1回提出したら2度目は要らないというのは、基本的には徹底すべきだと考えますので、これはまた座長などと御相談でございますけれども、GビズIDというすばらしい仕組みがありますので、その仕組みを様々な部分に広げていくということがこれからも大事なのだらうと思っております。

そういったものをまた、委員の皆様にも御議論いただきながら、新しい柱となるのかどうか、そういったものについてもちょっと議論させていただきたいと思います。

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

ただ、成長ランキングでも、各省は自分の事務しか見ていなくて、隣で何をやっているのかあんまり関心を持っていないのですよね。

そういう意味では、今回のこの取組はすごく、前回やったことでこれだけの創意工夫が出たので、自分のところをこの創意工夫で本当にできるのか。要するに、ちゃんとできるのではないかと、できないのであれば説明しなさいぐらいなことで、ちゃんと他省庁でできていることは必ずやらしてもらおうというところをやれば、実はかなりのことが私はできるのではないかなと思っています。

そういうところでは、何かチェックシートをまいて、チェックするという話もありましたが、他省庁でちゃんとできることはちゃんと自分で見直してやってくださいみたいなこ

とは、やってかなりの成果が出るのではないのかと思います。その辺も少し、事務局にお考えいただければと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○吉岡参事官 何度も発言して申し訳ありません。

座長がおっしゃられるようなチェックシートというのは、まさに我々も事務局室で前回のお話をお伺いしながら準備をしております、これまでの行政手続部会が定義した原則というのが3つあったわけですが、その3つを徹底することでどのような進捗があったかというのは、先ほど参事官大野から説明があったとおりでございます。

こういったものを抽出して、チェックリスト化させていただいて、案として提案をさせていただいて、これを行政手続部会の事実上の後継部会であるデジタルガバメントワーキングでも広めていったらいいのではないかなとは考えてございました。

これはまた、皆さんと御議論させていただきながらと思います。

それからあと1点でございますけれども、事実上のデジタルガバメントワーキングは後継のワーキング・グループということもありまして、この3ページに行政手続を時間で計測することによって、どういったものが進んだかというのを、先ほど大野から説明させていただきましたが、デジタル化、オンライン化というのが確かに一つの大変重要なツールであったということはそのとおりでございますので、これは本当に進めていくべきだろうと思っております。

ただ、そこだけだとIT室とのデマケ論とかですね、様々な政府内でのデマケの問題もございますので、行政手続全体の負担を軽減するという発想で、できれば事前相談のところであるとか、移動時間を削減するとか、例えば郵送とかというものもあるのかもしれませんが、そういったものも含めながら、実際に進めさせていただければと考えているところであります。

本当に、びびりかデジタルガバメントをつくるというのは、将来的には大変重要なことではあると思うのも、現場を見ると本当にアナログだらけでございます、将来的に必ずつなげないといけないとは思いますが、そういったところ、もうちょっと、すみません。大変恐縮でございますが、広い、温かい目で見いただければなと思っております。

○高橋（滋）座長 ほかは、いかがでしょう。

お願いします。

○大塚副大臣 いろいろ、苦労があるのも日本型の組織の典型であることが分かるわけがありますけれども、先程議長がおっしゃったように、多少非連続でがつんとやらないと、いつまでたっても芋虫のように進んでいても、世界のほうはどんどん行ってしまうという状況だと思いますので、ITということだけではなくて、ビジネスプロセスというか業務プロセス全体の見直しということで、先程のアスコエパートナーズさんの話とか、そういうものもひっくるめて、ある程度各省庁に強権的にやらせるということも考えないと

いけないと思いました。業務はしばらくの間混乱すると思いますけれども、それも含めてある程度強権的にやらせるということをやらないといけない。いつまでたっても芋虫ではしようがないと思いますし、最後、場合によっては総理からがつんと言ってもらうことも含めて、発想を大きくして考えて上に上げて、それでだめと言われたらそこで諦めればいいということかもしれませんけれども、できるだけ発想を広げてやっていければなと思います。

○吉岡参事官 ありがとうございます。

芋虫も変身しなければいけない。

○高橋（滋）座長 非常に貴重な御意見をいただきました。

事務局には、積極的に受け止めていただいて、しっかり議論して、整理していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは本日いただいた御意見を踏まえて、20%以上削減の成果等の取りまとめの作成に向けた作業を進めるとともに、引き続きまして新しい取組についても検討を進めていただきたいと思います。

続きまして、議事の4として、「規制改革ホットラインの処理方針」について簡単に御説明を頂戴したいと思います。

○大野参事官 規制改革ホットラインの処理方針、今回1件でございまして、実は前回のホットラインの処理方針の中身と変わらない内容ということかと思っておりますので、こちらにつきましても同じく書式、様式の統一という枠組みの中で検討を行ってまいりたいということで、二重丸とさせていただきたいと考えている次第でございます。

○高橋（滋）座長 よろしいですね。

（首肯する委員あり）

○高橋（滋）座長 どうもありがとうございました。

それでは、この内容にて処理方針とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

本日の議題は、以上でございます。

最後に、事務局から何かございますでしょうか。

○大野参事官 次回の会議日程につきましては、後日事務局から御連絡いたします。

○高橋（滋）座長 それでは、これにて会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。